

大麻草の栽培の規制に関する法律施行細則をここに公布する。

令和7年2月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第2号

大麻草の栽培の規制に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号。以下「法」という。）及び大麻草の栽培の規制に関する法律施行規則（令和6年厚生労働省令第140号。以下「省令」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(免許証)

第2条 法第7条第1項の免許証は、別記様式によるものとする。

(申請書等の様式)

第3条 法及び省令の規定により提出する申請書等は、法令に特別の定めがあるもののほか、別に定める様式によらなければならない。

(書類の経由)

第4条 法及び省令の規定により知事に提出する書類は、所管保健所長を経由しなければならない。

附 則

この規則は、令和7年3月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

(表)

免許番号 第 号  
第一種大麻草採取栽培者免許証

住 所

氏 名

生年月日

法人又は法人でない団体にあ  
っては、主たる事務所の所在  
地及び名称

大麻草の栽培の規制に関する法律第5条第1項の規定により免許を受けた第一種大麻草採取栽培者であることを証明する。

年 月 日

岩手県知事 氏 名 印

有効期間 年 月 日から

年 月 日まで

(A4)

(裏)

許可事項		
栽培地		
栽培地の番号	位 置	面積（アール）

栽培地の数	箇所	栽培面積合計（アール）
業務上大麻を取り扱う事務所の位置		
備 考		